

2024年12月26日

第5回無担保社債の社債権者 各位

東京都港区西新橋二丁目36番1号
株式会社永谷園ホールディングス
代表取締役 永谷 泰次郎
問合せ先 管理本部経理財務部
電話：03-3432-2515

社債権者集会決議認可公告

2024年12月3日午後2時開催の株式会社永谷園ホールディングス第5回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISINコード:JP364820AM75)(以下「本社債」という。)の社債権者集会における下記決議について、同年12月20日付で、裁判所の認可決定(東京地方裁判所令和6年(ヒ)第600号社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第8部令和6年12月20日付決定)がありましたので、会社法第735条の規定により公告いたします。

記

本社債の社債要項を以下のとおり変更する。

(下線部変更箇所)

変更に係る事項	
変更前	変更後
6. 償還金額 額面100円につき金100円	6. 償還金額 額面100円につき金100. <u>34815</u> 円
8. 償還の方法及び期限 (1)本社債の元金は、2026年7月21日にその総額を償還する。	8. 償還の方法及び期限 (1)本社債の元金は、2025年1月16日にその総額を償還する。
9. 利息支払いの方法及び期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から	9. 利息支払いの方法及び期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から

<p>償還期日までこれをつけ、2022年1月21日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月21日及び7月21日の2回におのおのその日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>償還期日までこれをつけ、2022年1月21日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月21日及び7月21日の2回におのおのその日までの前半か年分を支払う<u>ものとし、2024年7月22日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u>ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(以下省略)</p>
---	--

以上